

論点検討資料（協働（コミュニティとの協働・NPOとの協働））（案）

【条例素案（たたき台）】

（地域自治の推進）

第〇条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、主体的にまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて協力するよう努めるものとする。

2 市は、市民による自主的なまちづくりへの取組、地域課題の解決、市民相互の連携等を図る活動を尊重し、その支援等適切な施策を講じなければならない。

（コミュニティ協議会）

第〇条 市民は、前条第2項の活動を行う組織として、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、コミュニティ協議会を設置することができる。

2 コミュニティ協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、自らの活動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとする。

3 市は、コミュニティ協議会の活動を尊重するとともに、その活動に対して必要な支援を行うものとする。

（市民公益活動）

第〇条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、市民公益活動の支援に努めるものとする。

（協働の推進）

第〇条 市は、協働を推進するため、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講ずるものとする。

【市民委員会の提言】

3 市民主権と協働

▪ 権利の行使と責任の履行

- ・市民は、まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置付けを認識し、積極的に参加します。

▪ 協働のパートナーの育成

- ・行政は、市民の積極的な参加によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体を支援します。そして、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- ・行政は、協働のパートナーを育成するため、学習機会を充実するとともに、生涯学習の視点から体系的に育成をします。

【論 点】

1 地域自治の推進

- ・市民の参加，協力
- ・尊重，支援

2 コミュニティ組織

- (1) コミュニティ組織（コミュニティ協議会）について盛り込むかどうか。
 - ・組織の名称について
- (2) 設置を義務付けるかどうか。
 - ・設けなければならない。
 - ・置くことができる。
- (3) 認定要件を明示するか，委任するか。
- (4) 自治会について表記するかどうか。

3 市民公益活動

【他市の比較資料】

1 他市の自治基本条例における「コミュニティ」に関する項目比較

	コミュニティ					
	コミュニティの役割	コミュニティの形成・育成	自主性・自立性の尊重	コミュニティ活動の支援	コミュニティ組織	その他
川崎市	○ (役割を尊重)	○	○	○		
静岡市						
札幌市						
新潟市	○	○	○	○		
豊田市						
岐阜市	○	○ (形成, 連携)	○	○	○ (まちづくりに 関する協議会)	○ (中間支援機能)
大和市		○	○	○		
太田市	○	○	○	○		○ (住民自治組織)
平塚市			○	○		
三鷹市				○		○ (コミュニティ施設)
帯広市		○	○	○		
さぬき市	○	○	○	○		
善通寺市	○	○				
丸亀市	○			○		
名張市	○		○	○	○ (地域づくり 組織)	
岸和田市	○			○	○ (地区市民協 議会)	
伊賀市						○ (住民自治協議会)

2 他市の自治基本条例における「協働」に関する項目比較

	協 働			
	協働の推進	自主性・自立性の 尊重	施策の整備・支援	
川崎市	○		○ (整備・体系化)	
静岡市	○ (市民と協働して 行う市政運営)			
札幌市	○ (市民によるまち づくり活動の推進)			
新潟市	○	○	○	○ (区自治協議会)
豊田市	○	○	○	○ (地域自治区の設置)
岐阜市	○ (協働で担う公共)			
大和市				
太田市	○ (協働)			
平塚市	○ (原則)			
三鷹市	○ (協働のまちづくり)			○ (市民協働センター)
帯広市	○	○	○	
さぬき市				
善通寺市				
丸亀市	○		○	○ (市民公益活動)
名張市	○		○	○ (市民公益活動)
岸和田市	○	○	○	
伊賀市				

3 条文比較表（協働）

	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	岐阜市住民自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	名張市自治基本条例 (H18. 1. 1施行)	岸和田市自治基本条例 (H17. 8. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
協働	<p>第3章 市政運営 第2節 参画及び協働の仕組み (協働の推進) 第19条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとし、</p> <p>2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとする。</p> <p>3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</p> <p>第4章 区における市民自治 第2節 地域における協働の推進 (地域住民及び地域コミュニティの役割) 第26条 地域住民(一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。)は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 地域住民は、地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。)が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとする。(市の役割) 第27条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。</p> <p>2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとする。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。(区自治協議会の役割) 第28条 区自治協議会(新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号)第1条第1項の区自治協議会をいいます。)は、同条例に定めるところにより地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、協働の要となるよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 市民の権利及び役割 (コミュニティ) 第7条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として形成された自治会等地域のコミュニティに対する理解を深め、互いに協働してより良い地域社会の実現に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、社会の課題の解決を図る市民活動団体等公益性を有する活動を目的とするコミュニティに対する理解を深め、その活動が健全に展開される豊かな市民社会が形成されるよう努めるものとする。</p> <p>3 コミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。</p> <p>第5章 住民自治の市政運営 (協働で担う公共) 第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、前2項に規定するもののほか、様々な主体が協働して公共を担うための環境の整備に努めるものとする。(まちづくりに関する協議会等) 第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。</p> <p>2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援するものとする。</p> <p>3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。(中間支援機能) 第16条 市長等は、コミュニティ相互を始めとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するための支援機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>第7章 参画及び協働 第2節 コミュニティと市民公益活動 (コミュニティ活動) 第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。(地域づくり) 第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。</p> <p>2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。</p> <p>3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。(市民公益活動) 第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 協働のまちづくり 第36条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となるよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p>	<p>第5章 コミュニティ活動 (コミュニティ活動) 第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。(地区市民協議会) 第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p> <p>第6章 協働及び参画 (協働) 第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。</p> <p>2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。</p>	<p>第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 (住民自治の定義) 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能で一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。(住民自治に関する市民の役割) 第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。(住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>第2節 住民自治協議会 (住民自治協議会の定義・要件) 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能で一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができる。</p> <p>(1) 区域を定めていること。</p> <p>(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。</p> <p>(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。</p> <p>(4) 目的・名称・区域・事務所所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。</p> <p>(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。(住民自治協議会の設置) 第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。</p> <p>2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。(住民自治協議会の権能) 第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議</p>

し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地区において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。